予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時　令和 8 年 10 月 16 日（木）　午前　9 時　30 分

2. 場　　所　市議会第 3 委員会室

3. 出席委員　上田委員長ほか議長を除く議員 16 名

4. 委員外出席議員　吉津議長

5. 欠席委員　なし

6. 執行部出席者　別紙のとおり

7. 議会事務局職員　大嶋局長・宮本次長　岡本次長補佐

8. 協議事項
　9 月定例会本会議（9 月 29 日）から付託された事件（議案 1 件）

9. 傍聴者　2 名

会議の概要
- 開会　9 時　30 分　　閉会　　10 時 16 分
- 審議の経過及び結果
　（別紙のとおり）

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年　10 月　16 日

予算決算常任委員長　　上 田 啓 二

記 録 調 製 者　　宮 本 啓 治

― 開会 09:30 ―

上田委員長　皆さん、おはようございます。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。これより 9 月定例会議案第 22 号「令和 7 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。各分科会における審査の経過について、報告を求めます。総務産業分科会副会長　米弥又由委員。

米弥委員　それでは、予算決算常任委員会総務産業分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。令和 8 年 9 月 29 日に開催された予算決算委員会において分担された、9 月定例会議案第 22 号「令和 7 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、総務産業委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。審査は、10 月 1 日に、議会事務局、総務部、総合政策部、各支所、消防本部、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び建設部が所管する費目の審査を行い、10 月 6 日には観光スポーツ文化部、経済産業部及び農業委員会が所管する費目について審査を行いました。審査の経過については、すでにお手元に配布しております会議録のとおりでありますが、特に次の事項についてご報告いたします。市税に関して、委員から「市税収入の総括」について質疑があり、執行部から「個人市民税において株式譲渡所得が増えたことなどを主な理由に、市税全体で前年度から 4 億 5,407 万円の増収となった。一方で収入未済額、いわゆる税の滞納額は 6,620 万円に上り、物価高騰の影響で納付が困難な方が増えていることが要因と考えている」との答弁がありました。また、地方交付税に関して、委員から「今後の人口減少が地方交付税に与える影響」について質疑があり、執行部から「人口が減れば影響を受ける可能性はあるが、普通交付税の算定においては、激変緩和措置などもあり、人口減少がそのまま交付税の減額に直結するわけではない。具体的な影響額を現時点で見込むことは難しいが、国の動向を注視しつつ、市の規模に見合った行政運営に努める必要がある」との答弁がありました。さらに、委員から「市の基金運用」について質疑があり、執行部から「安全性を第一に、短期的には定期預金、長期的には債券を組み合わせて運用しており、令和 7 年度末時点では、基金総額の約 4 分の 3 を定期預金、約 4 分の 1 を債券で運用している」との答弁がありました。次に、一般管理費における職員人件費の「退職手当」に関して、委員から「若手・中堅職員の退職者増加に対する見解」について質疑があり、執行部から「職場内での円滑なコミュニケーション不足や業務量の偏りなどが要因の一つと分析している。今後、研修の充実や職員のメンタルヘルスケアを通じて、働きやすい環境を構築していきたい」との答弁がありました。次に、文書広報費の「シティプロモー

ション事業」に関して、委員から「シティプロモーション活動で最も力を入れた内容」について質疑があり、執行部から「市民自らが市の魅力を発信する公式シティプロモーション部をリニューアルし、シビックプライドを醸成するインナープロモーションの取組を強化した。また、LINE による情報発信を強化するとともに、中級者向けのホームページ研修を実施するなど、情報発信能力の向上に努めた」との答弁がありました。次に、油谷支所費の「油谷地区小さな拠点づくり推進事業」に関して、委員から「本事業に対する市民の評価」について質疑があり、執行部から「市民から特にデメリットに関する意見は寄せられておらず、駅やスーパー等が徒歩圏内にあり、支所と YY ふれあいセンターが併設されたことで利便性が向上した。広い駐車場も整備され、小さな拠点としての機能を十分に果たしていると感じている」との答弁がありました。次に、スポーツ振興費の「向津具ダブルマラソン開催事業」に関して、委員から「大会を継続して、地域に定着させるための運営体制の構築」について質疑があり、執行部から「意思決定の迅速化と責任の所在を明確にした実行委員会機能を目指す。また、過去の大会で蓄積された運営ノウハウをマニュアル化し、運営スタッフの入替わりがあっても、質の高いおもてなしが提供できる体制構築を目指す」との答弁がありました。次に、スポーツ振興費の「中学校部活動地域移行事業」に関して、委員から「指導者として活動する市職員の通常業務への影響」について質疑があり、執行部から「指導者の確保に苦慮する自治体が多い中、本市では多数の市職員が趣旨に賛同し指導にあたっている。なお、市の業務に支障が生じている事態はないと認識している」との答弁がありました。次に、文化財保護費の「文化財保存活動費補助事業」に関して、委員から「後継者不足による伝統芸能等の活動休止という深刻な課題に対し、市としてどのように取り組むのか」との質疑があり、執行部から「各保存団体の現状や課題を丁寧に把握した上で、補助金による支援を継続するとともに、民間助成制度の情報提供や申請支援も行う。また、文化財保存活用地域計画の策定を進め、文化財を地域づくりや観光振興にも生かしながら、地域総掛かりで持続的に支える体制を目指す」との答弁がありました。次に、農業振興費の「中山間地域等直接支払交付金事業」に関して、委員から「事務負担軽減のため、協定の広域化や市による事務支援の一元化を進める考え」について質疑があり、執行部から「広域化や一元化は、集落間の調整や合意形成といった新たな負担が生じる可能性もあるため、まずは各集落の意向を丁寧に把握しながら、引き続き支援や提案を行っていきたい」との答弁がありました。次に、商工業振興費の「地域公共交通推進事業」に関して、委員から「地域公共交通の検証」について質疑があり、執行部から「三隅地区における路線バスの廃止等に対応したほか、日置地区においてオンデマンド運行の実証運行等を実施した。利用者数は地区によって増減があるため、引き続き利用状況を注視し、必要に応じてダイ

ヤ改正等を行っていきたい」との答弁がありました。次に、商工業振興費の「戦略的産業基盤強化事業」に関して、委員から「IT 拠点施設の入居が 1 社にとどまっている現状を踏まえ、事業再検討の必要があるのではないか」との質疑があり、執行部から「若者の市外流出を防ぐため、市長の政治判断のもと情報通信関連企業等集積拠点施設を整備し企業誘致を推進している。企業からは人材供給が問われるが、自社で育成する意欲のある企業も多い。現在は運営開始直後で入居は 1 社だが、複数社と高度な交渉を進めており、1 日も早い進出に向け全力を注いでいる」との答弁がありました。次に、商工業振興費の「三隅地区工業用地整備事業」に関して、委員から「土地を活用できていない現状に対する市の責任と今後の具体的な取組」について質疑があり、執行部から「企業立地が実現せず、雇用や経済波及効果といった成果に至っていないことを市として重く受け止めている。1 日も早く企業誘致を実現し、雇用の創出と地域経済の活性化につなげることが、市の果たすべき責任であると認識し、鋭意誘致活動に励んでいる」との答弁がありました。次に、観光振興費の「長門湯本温泉観光まちづくり推進事業」に関して、委員から「エリアマネジメント会社の令和 7 年度の事業に対する評価」について質疑があり、執行部から「長門湯本温泉公式ホームページや SNS での情報発信、各種イベントの企画・実施、公共空間の維持管理など、地域の魅力を高める活動に積極的に取り組んでおり、継続的な観光地経営の実現に向けた取組を高く評価している」との答弁がありました。次に、道路橋梁新設改良費の「過疎対策事業」に関して、委員から「進捗が遅れている道路工事における地元協議」について質疑があり、執行部から「国の交付金が減っていることなどを地元には説明している。今後は、生活に支障が出ている箇所を優先して工事するなど、事業計画の見直しも視野に入れている。その際は、必ず地元の意見を丁寧に聞き、納得していただいた上で進めていきたい」との答弁がありました。次に、住宅管理費の「空き家対策事業」に関して、委員から「危険空家等除却事業補助金の適用条件」について質疑があり、執行部から「補助対象者の資産状況まで正確に把握することは難しいため、他の補助制度と同様に、現在の収入額を一つの基準として判断している」との答弁がありました。次に、常備消防費の「消防職員研修事業」に関して、委員から「ハラスメント研修の取組」について質疑があり、執行部から「過去の教訓を踏まえ、定期的に外部講師による講習会を実施するなど、職員が安心して能力を発揮できる風通しの良い職場環境づくりに努めている」との答弁がありました。その他の費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で、予算決算委員会総務産業分科会の報告を終わります。

上田委員長　これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、総務産業分科会に対する質疑を終わりま

す。次に文教厚生分科会の報告は会長である私がさせていただきます。
予算決算委員会文教厚生分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。令和 8 年 9 月 29 日に開催された予算決算委員会において分担された、9 月定例会議案第 22 号「令和 7 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、文教厚生委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。審査は、10 月 2 日に、教育委員会が所管する費目の審査を行い、10 月 7 日には健康福祉部及び市民生活部が所管する費目について審査を行いました。審査の経過については、すでにお手元に配布しております会議録のとおりでありますが、特に次の事項についてご報告いたします。市民活動推進費の「集落機能再生事業」に関して、委員から「長期間配置されている集落支援員の具体的な成果」について質疑があり、執行部から「長期間配置されている地区の集落支援員は、地域の課題を継続的にヒアリングすることを通じて、地域住民が主体となった、イベントの開催や草刈りといった地域活動を始めるなどの成果が出ている」との答弁がありました。次に、市民活動推進費の「地区集会所建設費助成金」に関して、委員から「地区集会所を新築する場合、助成金の上限が建設費総額の 5 分の 2、最高 400 万円となっているが、合併当時から見直されておらず、昨今の物価高騰を鑑みると見直しが必要ではないか」との質疑があり、執行部から「物価高騰により事業費総額が上がっていることは十分承知している。他の助成事業や国の動き等も注視しつつ、今後の予算査定等の中で検討していきたい」との答弁がありました。次に、社会福祉総務費の「多機関協働包括的支援体制整備事業」に関して、委員から「民生委員と福祉エリア支援員の役割の違い」について質疑があり、執行部から「民生委員児童委員は地域福祉課の所管で全世代を対象とするが、福祉エリア支援員は高齢福祉課に所属し、主に高齢者を対象としている。ただし、福祉エリア支援員が訪問時に高齢者以外の課題に気づけば、関係課に情報提供を行うなど、課を横断して連携している。また、月 1 回の定例会で情報交換を行い、共通認識のもとで活動の共有を図っている」との答弁がありました。次に、児童福祉総務費の「へき地保育推進事業」に関して、委員から「開設から 62 年が経過した俵山幼児園は、公共施設等総合管理計画の中でどのように位置付けられているのか」との質疑があり、執行部から「第 3 次アクションプランにおいて、利用規模の減少を踏まえ休園や廃止を検討する施設と位置付けられている。しかし、これを決定事項とするのではなく、今後の利用希望や子育て世帯の動向、施設の安全性などを総合的に勘案し、子どもにとって望ましい保育環境の観点から、今後のあり方を検討していく」との答弁がありました。次に、扶助費の「生活保護事業」に関して、委員から「生活保護世帯の約 6 割を高齢者世帯が占める中、今後の高齢化が医療扶助や介護扶助に与える影響」について質疑があり、執行部から

「医療扶助費と介護扶助費は過去 5 年間ほぼ横ばいだが、10 年前と比較すると医療扶助費は約 8,500 万円減少、介護扶助費はほぼ半減している。被保護者世帯とそれに伴う高齢者世帯も減少傾向にあるため、今後は両扶助費とも減少していくと見込んでいる」との答弁がありました。次に、斎場費の「各斎場の維持管理費」に関して、委員から「一部斎場で発生した火葬技師の欠員対応や、接遇・衛生面における質の向上などが課題となっている。令和 7 年度決算を踏まえ、今後の履行点検や指導体制にどう生かすのか」との質疑があり、執行部から「斎場の統合を進める中で、人生最期の場としてサービスの向上は不可欠であると認識している。ご指摘の課題を踏まえ、斎場の運営がしっかりと維持できる形で今後運用していく」との答弁がありました。次に、地域医療推進費の「地域医療等対策事業」に関して、委員から「救急搬送における市内 3 病院での受入れ割合と、市外医療機関への搬送割合」について質疑があり、執行部から「令和 7 年の救急搬送人員 1,787 人（転院搬送含む）のうち、市内 2 次救急医療機関 3 病院での受入れは 1,610 人（90.1%）、市外医療機関への搬送は 170 人（9.5%）であった」との答弁がありました。次に、教育総務費における事務局費の「学校規模適正化事業」に関して、委員から「学校規模適正化に向けた審議会における議論の成果と課題」について質疑があり、執行部から「今後の児童生徒数の推移や教育環境の現状、小規模校の長所・懸念点等について客観的データを共有し、子どもたちにとって望ましい学校の姿を整理した。今後の課題は、通学環境や地域コミュニティとの関係性も含めた学校配置の基本的な考え方や方向性を整理することである」との答弁がありました。さらに、「答申後の合意形成をどのように図るか」との質疑があり、執行部から「審議会の答申をそのまま地域に説明するのではなく、まずは教育委員会として責任を持って方針を練り上げ、その上で、過去の統廃合の経験も踏まえ、地域に何度も足を運び丁寧な合意形成を図っていく」との答弁がありました。次に、教育振興費の「不登校の未然防止に向けた専門家派遣事業」に関して、委員から「SSW（スクールソーシャルワーカー）による個別支援の具体的な成果について」質疑があり、執行部から「学校だけでは対応が難しい家庭環境へのアプローチが可能であり、SSW の直接的な支援によって、教育支援センターに通えるようになったり、生活リズムが少しずつ改善されたりするなどの効果が上がっており、今後ますます重要な存在となる」との答弁がありました。さらに、教育振興費の「教育支援センター事業」に関して、委員から「令和 7 年度から開始した相談員の増員や出向相談といった新たな取組の成果と課題について」質疑があり、執行部から「相談員が出向く柔軟な対応により、これまで届かなかった支援を必要とする子どもや保護者のニーズを直接把握できるようになったことが大きな成果である。一方、まだ表面化していない『隠れたニーズ』をいかに見つけ出し、支援につなげていくかが今後の課題である」と

の答弁がありました。また、教育振興費の「ICT 教育推進事業」に関して、委員から「ICT 支援員 4 名の勤務日数や時間など、具体的な勤務形態について」質疑があり、執行部から「原則として 1 日 7 時間、週 5 日の勤務としている。なお、夏休み期間については、月 12 日の勤務となっている」との答弁がありました。次に、教育振興費の「キャリア教育推進事業」に関して、委員から「中学 1 年生を対象とした『長門しごと発見プログラム』を新たに実施した必要性について」質疑があり、執行部から「中学 2 年生での職業体験学習の前段階として、長門市にある多様な仕事や働く人を知る機会を設け、興味・関心を高めることで、より主体的な職業体験学習につなげることを狙いとしている」との答弁がありました。次に、保健体育費における学校給食費に関して、委員から「令和 6 年度に 37.1%であった市内産食材使用率の令和 7 年度実績について」質疑があり、執行部から「令和 7 年度の市内産食材の使用率は 40%に向上した。特に、市内産牛肉を牛丼やすき焼きとして提供するなど、重点的に取り組んだ結果である」との答弁がありました。その他の費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で、予算決算常任委員会文教厚生分科会の報告を終わります。

これより分科会報告に対する質疑を始めます。ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、文教厚生分科会報告に対する質疑を終わります。以上で各分科会の報告は終わりました。討論を行いますご意見はありませんか。

林委員 ただいま議題となっております 9 月定例会議案第 22 号「令和 7 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から意見を申し上げます。令和 7 年 3 月定例会において提案された一般会計当初予算は、市長の政治姿勢を映す鏡であり、その予算が 1 年を通じてどのように執行され、どういった成果と課題を生んだのか、これを厳しく検証・評価することが、決算審査の最も大切な役割であります。令和 7 年度一般会計予算は、「市民のいのちと生活を守る」を基本理念に据え、「5 つの挑戦」を重点施策に掲げて執行されております。当初予算の審査の際にも申し上げましたが、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した子育て支援、誰もが健康で幸せに、安心して心豊かに暮らせるまちづくりの推進などは本市が最優先で進めるべき施策であり、さらに、この度の決算では、一般質問や令和 6 年度決算審査を踏まえた議会からの要望を一部反映し、福祉や教育環境の充実はもとより、消防・防災体制の強化をはじめとする生活基盤の整備、地場産業の振興に向けて果敢に挑む姿勢が随所に表れており、この点については大いに賛同し、評価するものであります。その上で、副市長をはじめ関係部局においては、限られた財源の中にあっても、事務事業の執行に尽力されたことに対し、改めて敬意を表するものであります。令和 7 年度一般会計決算は、歳入総額 248 億 8，743 万 7，983 円、歳出総額 237 億

1，039 万 3，515 円となり、形式収支、・実質収支ともに黒字で、実質単年度収支においても、9，825 万 2, 568 円の黒字となっております。形式上は黒字決算となっており、収支の均衡が保たれているように見えますが、その内実や財政構造を精査すれば、本市の財政状況は極めて深刻な課題を抱えております。第一に、形式上の黒字とは裏腹に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 99.1 %に達し、前年度の 97.4%から 1.7 ポイント上昇して 2 年連続の悪化となっております。市長も「単なる一時的な要因ではなく構造的な課題」と言及されている通り、物価高騰や人件費の増加といった経常経費の膨張が一般財源を圧迫しております。これにより、多様化する新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応するための財政的な余力が著しく低下しております。第二に一般会計における市債残高は 185 億 7，964 万 2, 000 円となり、総額自体は前年度より減少したものの、それを上回るベースで人口減少が進んだ結果、市民 1 人当たりの市債残高は前年度比で 2, 873 円増の 62 万 8, 838 円と増加しております。これは、市民 1 人ひとりの、そして将来世代に対する実質的な負担軽減には至っていないという事実にほかなりません。令和 7 年度決算では、商工費が前年度比 67.5 %増の 22 億 9，889 万 5，032 円、農林水産業費が 12.1 %増の 16 億 1，789 万 6，332 円へと大きく膨らんでおります。物価高騰対策としての事業実施は理解するものの、こうした重点投資が地場産業の自律的な「稼ぐ力」の向上や持続的な雇用創出に具体的にどう寄与したのか、その効果検証が不十分であります。言うまでもなく、地場産業の成長、雇用の創出といった事業が成功を収め、地域経済の活性化と繋がることは切に願うものであり、全面的に支持するものであります。しかしながら、当初予算審査の段階から全体のスケジュールや事業費、経済効果の試算が不透明であると指摘してきた畜産団地整備事業をはじめ、アウトドアツーリズム基本構想に基づく「ながと時間」創出事業といった大型事業に加え、決算額 7 億 1，931 万 288 円を投じた戦略的産業基盤強化事業においては、本年 4 月に供用開始した情報通信関連企業等集積拠点施設への入居が、わずか 1 社にとどまっているのが現状であります。さらに、決算額 999 万 9，000 円の長門市戦略的企業誘致促進業務においても、令和 7 年度は 53 社アプローチしながら進出協定締結 0 件という厳しい結果に終わっており、多額の公金を投人した事業の費用対効果の観点から大きな疑問が残るものであります。監査委員の決算審査意見書では、「類似団体と比較して財政指標の改善が見られない」として、施策的経費のスクラップ・アンド・ビルドの徹底と歳出圧縮が要請されております。これに対し市長は、本会議での決算質疑において「事業ごとの実績や成果を精査しスクラップ・アンド・ビルドを徹底するが、福祉、子育て、教育など市民生活を支えるに必要な経費についてはしつかりと確保する」と答弁されております。

市民生活や福祉・子育て・教育に支障を及ぼさない「市民生活に影響のない範囲での見直し」は大前提であり、この答弁の立場自体は当然のものであります。しかし、現実に示された決算を見れば、福祉の充実や市民負担の軽減策の配慮が十分に行き届いているとは言い難く、一般会計の弾力性が失われた結果、国民健康保険事業をはじめとする他会計の繰出金が制約され、保険料の引き下げなど、市民の暮らしに直結する負担軽減策は後回しにされております。国の長年にわたるコストカット型農政や経済停滞の影響で、本市の一次産業や中小零細事業者は非常に困難な経営環境に直面しております。真に見直されるべきスクラップ・アンド・ビルドの対象は、市民の生活や福祉に向けられるべきではなく、巨費を投じながら効果が上がっていない情報通信関連企業等集積拠点施設や、成果の乏しい企業誘致など、費用対効果の低い大型・重点投資事業に対してこそ厳しく向けられるべきであります。いま本市に求められているのは、公正で民主的な政治姿勢のもと、「財政難」を理由に立ち止まることなく前進し、限られた財源の中でも知恵を絞り、常に生活者の視点に立ち、市民や事業者の暮らしと生業をしつかりと支える自治体経営であります。市長におかれては、福祉・子育て・教育などの市民生活をしっかりと守りつつ、2 期目の任期最後となる次年度の予算編成にあたっては効果の薄い大型事業や不要不急の施策に対する抜本的なスクラップ・アンド・ビルドを断行されることを強く求めて、議案第 22 号に対する意見といたします。

上田委員長　ほかにご意見ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ほかにご意見もありませんので、討論を終わります。採決します。9 月定例会議案第 22 号について認定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって 9 月定例会議案第 22 号は認定すべきものと決定しました。以上で本委員会に委託された議案の審査は終了しました。ここで説明員退席のため、暫時休憩します。

― 休憩　9:59 ―

― 再開　10:14 ―

上田委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。お手元に配付のとおり、「決算案件に係る要望的意見(案)」が総務産業分科会か 8 件、文教厚生分科会から 6 件提出されております。予算決算委員会の要望的意見とするため、この取扱いについて協議を行います。この際、予算決算委員会を休憩し協議会を開会します。

― 協議会に切替　10:14 ―

― 委員会に切替 10:15 ―

上田委員長 それでは、協議会を散会し予算決算委員会を再開します。各分科会から提出されました「決算案件に係る要望的意見（案）」の
取扱いについては、総務産業分科会からは８件、文教厚生分科会からは６件を、予算決算委員会からの意見とすることに決定しました。お諮りします。ただいま決定しました「決算案件に係る要望的意見」について、字句その他の整理を要するものについては、その整理を委員長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、字句その他の整理は委員長に委任することに決定しました。これで、予算決算委員会を散会します。どなたもお疲れさまでした。

― 散会 10:16 ―